

「地域計画に関する説明会(令和5年12月21日開催)」における質問・回答

No.	質問内容	回答内容
1	<p>地盤が悪い等の耕作条件が悪い農地がある。 地域計画の話し合いにおいて、農業者同士で押し付け合いになったりはしないのか。</p>	<p>耕作条件が悪く、受け手のいない農地は無理に押し付ける(色付けする)のではなく、受け手のいない農地(白地)として明確化することになりますので、押し付け合いにはならないものと考えています。 地域の实情によって生じる受け手のいない農地(白地)があることお外部に発信し、地域外の耕作者等とのマッチングを図っていくものです。</p>
2	<p>他市町村の説明会において、地域計画の目標地図は耕作者ごとに色付けし、「白地」は残さないものと説明を受けた。 今回の説明では、「白地」はそのままでも良いとの理解で良いか。</p>	<p>お見込みのとおり。 ただし、農地として活用できるように極力「白地」が生じないように農業者の方々に話し合っていたいただきたいものです。</p>
3	<p>農地集積、集約を図る際に農地法第3条(所有権移転)の手続き等が煩雑である。 行政側で手続きの簡略化等は考えているのか。</p>	<p>地域計画において、農地集積、集約を図る際に必ずしも売買「所有権移転」によるものとは捉えていません。 基本は農地中間管理事業の活用による賃貸借によって農地集積、集約を図っていくものと理解しており、農地法の手続きの簡素化等は考えておりません。</p>
4	<p>農地売買において、農家以外の事業者が購入する際に価格の高騰が懸念される。 農業委員会等で公表する標準的な取引価格等はないのか。</p>	<p>農業委員会が公表する取引価格はありません。 要望の趣旨は理解しますが、長期的な課題として捉えさせていただきます。</p>